

感染症予防及びまん延防止のための指針

有限会社 プライムライン

感染症対策指針の目的

この指針は、感染症予防・再発防止対策及び集団感染等発生時に適切な施設における感染症対策の体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い介護サービスの提供を図ることを目的とする。

第1条：感染症対策に関する基本的な考え方

各施設において、感染症や食中毒等が発生又はまん延しないよう感染症予防まん延対策指針を定め、必要な措置を講ずる体制を整備し、入居・利用者及び各事業所職員の安全の確保する為の対策を実施する。

第2条：感染症対策委員会の基本方針

施設内において、感染症の発生や感染拡大の防止、組織的対策を協議する為、感染症対策委員会を設置する。

①感染症対策委員会のメンバーは次の通りとする。

職種	役割
管理者	施設全体の管理、情報の収集と各所への連絡・報告
看護職員	感染対策の立案・実施 ※看護職員不在の事業所は介護職員対応
介護職員	介護現場における感染対策の実施
生活相談員・計画作成担当者・ケアマネジャー	入居者・利用者及び家族の相談・対応、生活支援
事務	情報の収集と各所への連絡・報告 ※事務不在時は、管理者対応

※ 各事業所ともに、協力医療機関への緊急連絡を行い、指示をもらうこと。

②感染症対策委員会の開催

感染症対策委員会は、6カ月に1回定期的に行う。

感染症・食中毒発生時は、必要に応じて臨時委員会を開催する。

委員会の活動内容は次のとおりとする。

- ・各施設の指針・マニュアル等を策定する。
- ・各施設内の具体的な感染対策を策定する。
- ・施設職員への研修等の企画・立案する。
- ・入居者、利用者の感染症・既往歴等の状態を把握する。
- ・入居者・利用者、職員の健康管理の把握に努める。
- ・感染症・食中毒発生時、適切な対応をするとともに、各事業所職員に指示する。
- ・その他必要な事項

第3条：職員研修に関する基本方針

- ・感染症予防対策の基本的な考え方及び具体的対策について、職員に周知徹底を図る事を目的とする。
- ・職員研修は年1回程度の開催とする。参加出来なかった職員については伝達研修を行う。
また、必要に応じて随時開催する。
- ・訓練（シュミレーション）については、年1回実施する。

第4条：施設感染症予防及びまん延防止マニュアルに関する基本方針

施設の感染症予防及びまん延防止マニュアルに沿って、手洗い・消毒の徹底等の感染予防対策に努める。各マニュアルは各部署で整備し、職員に周知徹底すること。また、必要に応じて見直すものとする。

第5条：感染症発生時の対応に関する基本方針

1. 速やかに病院受診をし、担当医からの指示を仰ぐ。また、迅速に対応が取れるよう、情報管理を適切に行うこと。
2. 感染の原因特定のため、症状や種類等の情報を収集・把握し迅速に対応が取れるようにする。
3. 感染症例は、協力医療機関及び担当医の指示に従い対応する。
4. 集団発生及び異常発生が見られる場合は、原因排除及び感染拡大の阻止に努めること。
5. 上記4の集団発生が認められた場合、保健所及び事業所を管轄する県・市町村へ速やかに報告し、助言・指導を求める。
6. 委員会の判断により、面会の制限等が生じた場合には、速やかに入居・利用者家族に連絡する。

第6条：入居者・利用者及びその家族に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

1. 本指針は施設内に掲示すると共に、当施設ホームページ掲載し、入居者・利用者及び家族が閲覧できるようにする。
2. 入居者・利用者及び家族への疾病の説明と共に、理解を得た上で、感染予防対策に協力を求める。

第7条：その他感染症予防まん延防止対策推進のために必要な事項

1. 各職員は感染症予防及びまん延防止マニュアルに沿って、手洗いの徹底、手指消毒、マスク励行等、常に感染症予防策に遵守に務める。
2. 各職員は自ら感染源とならないよう、日々の健康管理に留意すると共に、ワクチン接種によって感染が予防できる疾患については、適切にワクチン接種を行う。 ※基礎疾患や体調面で接種が難しい場合は、主治医等の指示をもらい対応すること。
3. 入居者・利用者及び職員共に必要なワクチン接種率を高めるように務める。
4. 職員は感染症予防マニュアルに沿って、標準予防策の徹底、防護服の使用、職業感染の防止に努める。

附則

この指針は、令和3年4月1日より施行とする。